

47-10

HM  
SA 15095

御用船乗組船員の状況

昭和十二年十月

355322

審保加保委課

国立公文書館	
分類	シ 14
配架番号	3 A
	15
	47-10

目次

はしがき	一
一、勤務規律の状況	二
(1) 甲板部員	三
(2) 機関部員	四
(3) 司厨部員	四
(4) 高級船員(選務士)	五
二、待遇状況	五
三、不平、不満の状況	八
(1) 収入の不均等に對する不満	九

(2) 労働強化に對する不平 : : : : : 一〇

(3) 食料の粗悪に對する不平 : : : : : 一一

(4) 行動不自由に對する不満 : : : : : 一二

四 船内貸金制度に對する影響 : : : : : 一四

五 待遇改善問題發生狀況 : : : : : 一五

六 船内に於ける下級船員統制狀況 : : : : : 一七

七 御用船乗組員に對する海上労働団体の態度 : : : : : 一七

(1) 日本海員組合 : : : : : 一七

(2) 海員協會 : : : : : 二四

(3) 新日本海員組合 : : : : : 二七

は し が き

最近御用船乗組員中に於てその勤務、待遇等に關し不平、不満の氣運極頭しつつあるやの風評あり。御用船乗組員の任務が軍隊並に軍需品の輸送に重要任務を有せると、従つてそれが勤務上に於ける言動が延いては軍の作戦計畫其他海上労働者に及ぼす影響の著大なるものあるに鑑み不致致海防係總中大阪、兵庫、神奈川、廣島、山口各府縣よりの調査報告に基き一應その實情を取纏むることとせり

## 一、勤務規律の状況

御用船乗組員は各船舶会社、噸數及び乗組員の數等によりて一定し居らざるも大体に於て平時勤務に比し著しき勤務にして、休憩時間も正規に與へられず、激務と睡眠不足とによりて何れも過勞に陥れる狀況なり。

而も船内に於ける紀律は極めて嚴格にして當初の如きは上陸、通信等殆んど禁止に等しき制限を受け、行先、入港據定日等も全然判明せざる爲め、家族知友との面接もならず、又手紙に依る通信も簡便なる通信文以外は許されず、疾病に際しても軍醫の診察なき限り又其他の場合に於ても特別の理由なき限り上陸、下船を許

されざる模様なるが、最近に至り事變の長期化に伴ひ船舶勤務に於ても持久力を保持せしむる必要上、相當考慮を加えられ緩和を見たる模様なり。

(1) 甲板部員

甲板部員は平時に於ては午前六時より午後六時迄の十二時間勤務なるが、御用船發用後は通常七、八名位増員さるゝも車除並軍需品等搬送中は晝夜の別なく軍の船内作業の補助に服し、又入港中は荷役（軍需品の積み降し）に際しても伴仕人夫等を可及的使用せざる爲め之が勞務にも従事せざるべからず、休憩時間同の如きも極めて僅かの模様なり。

司厨部員は平時に於ては四時間勤務、四時間休憩の三交代八時間勤務制なるが御用船徴用後も勤務の性質上殆んど増員なく、勤務も亦平常と大差なき状態なるが、支那沿岸（特に危険海域）運航中は休憩を廢し、何れも就勤し居れる状況なり。

(2) 機關部員

機關部員は平時に於ては四時間勤務、四時間休憩の三交代八時間勤務制なるが御用船徴用後も勤務の性質上殆んど増員なく、勤務も亦平常と大差なき状態なるが、支那沿岸（特に危険海域）運航中は休憩を廢し、何れも就勤し居れる状況なり。

(3) 司厨部員

司厨部員に於ては平時は甲板部同様午前六時より午後六時迄の十二時間勤務にして、御用船徴用後は十二名乃至二十名程度の増員を爲せり、而して其勤務は往路は殆んど休憩時間なく、索則なるも復路は比較的閑散にして充分休養を拂り得る稜段なり。

(4) 高級船員（運轉士）

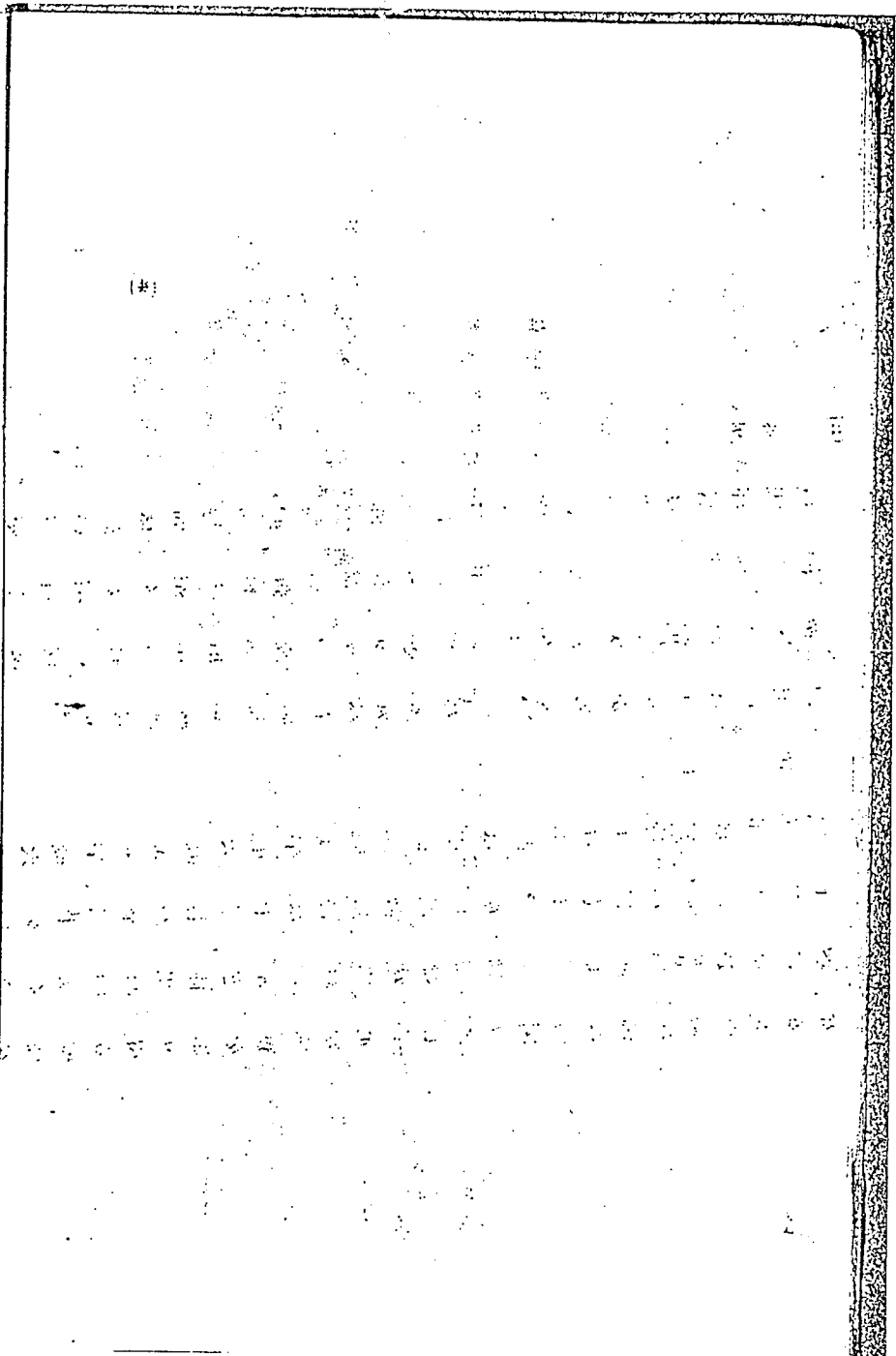
船長以下一、二、三等運轉士と稱せらるる者にして船舶運轉上の責任者なるが、他の公用船と共に隊伍を組み、軍艦護衛の下に航行する際に於ては前船との距離、速力調節等の點につき一々軍の指揮に服しつゝ、運航せざるべからざる關係上、技術的並に精神的に相當困難を感じつゝ、ある様子なるも其他の點に於ては平時と大差なき模様なり。

三 待遇状況

御用船乗組船員に對しては一般的には御用船手當として

(1) 船長 本俸の三割





- (2) 高級船員 本俸の三割
  - (3) 下級船員 二割
  - (4) 臨時増員船員 日給月額の二割
- の支給あり。尚臨時以外の船員に對しては船長以下下級船員を通じて物價漲費手當として各本俸の二割支給せらる。
- 今下級船員につき本來の乗組員と臨時船員との収入状況を對比すれば次表の通り

御用船乗組員に對する給與調

區別	本俸	物價騰貴手當 (本俸の二割)	御用船手當 (本俸の二割)	計
本來の乗組員 (B級十年勤続者)	六二〇〇	一二四〇	一二四〇	八六八〇
臨時船員 (日給)				
水火夫 (含隨員)	三三〇	一三二〇		一六五〇
司厨部 隊長	三〇〇	一三二〇		一六二〇
料理人	三〇〇	一三二〇		一六二〇
給仕	二五〇	一〇〇〇		一二五〇
			日給額の二割	
			前後より	最高一八〇〇〇
			前後	九〇〇〇
			前後	九〇〇〇

〇級の者にして諸手當を合して約七十圓に達する程度

備考、本表の外日本郵船會社に於ては危険區域運航船のみに對して危険手當として船長  
 本俸の三割以下、若し船長本俸の二割以下を其他一部會社に於ては馬舎掃除手  
 當として一舍につき八圓乃至十圓程度を支給し居れる模様

以上の表によりて明瞭なるが如く御用船乗組員に對する給與は本  
來の乗組員よりも臨時船員に對するもの遙かに厚きを知るべし  
即ち右表に例擧したる如く本來の乗組員B級（役付）十年勤続の  
者に對して收入總額八十七圓に満たざるに反し、臨時船員は全級の  
者に對して平均日給三圓（月九十圓）の外御用船手當（二割）月十  
八圓合計百八圓にして約三十圓の開きあり。其他の者に於ても略  
々之と同様に對して最下級臨時船員に於てすら月收約九十圓にして  
本來の乗組員たるA級（職長II水火夫長）と同一程度の收入を受  
け、十數年來海上生活を爲せる下級船員の上位に在り。

### 三 不平不滿の狀況

御用船乗組員は事變當初は極度に緊張し、寧ろ御用船乗組員 以て名譽とし、一種の誇り感で何れも協力一致眞摯なる態度を以て輸送任務に服しつゝありしが前叙の如く臨時船員との間に於ける収入の巨差、並に労働強化による疲労の加重、及び行動不自由其他種々の原因によりて未だ表面化する程度に至らざるも漸次勤務待遇等に関し不平を持つに至り、不満の口吻を洩すが如き傾向を示すに至れり。今その重なるものにつき調査の結果を摘記すれば次の如し。

(1) 収入の不均衡に對する不満

前叙の如く臨時船員と本來の乗組員との間に於ては大体三十圓

前段の差額を生じ、臨時船員が本来の乗組員の上位に在るが如き奇現象を呈し居れるがこれが最も不満の有力原因とも認められ、各船主間に於ても之を此儘永續せしむるに於ては相當憂慮すべき事態を惹起するに非ずやと警戒しつゝある模様なり。而して此點については目下海事協同會に於ても對策講究中の如し。

(2) 労働強化に對する不平

敘上の如く平時に比し就勞時間延長されたるのみならず、勞務の過重、睡眠時間の不足より相當疲勞に陥れる状態なり、加之臨時船員のうちには海上労働力極度の逼迫に際し全然經驗なき農村出身者等を以て之に充當したるため全然用をなさず、爲め

2

乗組員に於て之が代行を爲さざるべからざるが爲め過勞の度は一層加重せらるゝ狀況なり。一面臨時船員の乗船によりて居室の不足と不備を來し甚しきは就寢場所なき爲め船内各所に於て就寢するもの多數あり。この點についても改善を要望せんとするもの相當強く、前記收入問題に次いで不滿の大なる原因を成せりと認めらる。

(8) 食料の粗悪に對する不平

御用船の食料は官給にして各船共運輸部直屬の司厨長乗船し、之を處理し居れるが平時に比し粗悪にして普通船中頭の約半額に相當する程度なる爲め之亦不平の原因となり居れるが一部船

員中には復路のみ常食配給或は一定食費差額支給を要望しつゝ、  
ある者もある模様なり。

(4) 行動不自由に對する不満

前敘の如く御用船として重要な輸送任務と軍の機密漏洩防止  
等の關係より當初は船長の外は絶対に上陸を許可せず、病氣其  
他已むを得ざる事由によりて上陸、下船等爲す場合に於ても運  
輸部取醫の診断、或は必要なる證明なき限り之を許さざる方針  
の下に極めて嚴格に取扱ひたる爲め著しき痛痒を感じ、之が極  
和方を懇願せんとする氣配もあり、一面何彼と理由を取繕ひて  
下船する者相當數に達し之が補充難に一層の拍車を加へたる狀

況なりしを以て之が下船防止並に不満緩和策として最近に至り輸送任務に支障なき限り嚴重なる制限を附し、三分の一程度の上陸を許可し（神戸運輸部）又は乗船の際已むを得ざるものゝ外下船せしめざる條件を附し、一面娯樂、慰安施設として廣島灣中に在る繪之島（周圍約一里位の島にして軍事要地として常人に對しては許可なくして上陸せしめず）に海員俱樂部を設置し料理屋、飲食店、接客婦等を設け御用船乗組員に限り上陸せしむる（宇品運輸部）等對策を講じたる爲め相當の効果を擧げつゝある模様なり。



#### 四 船内貸金制度に對する影響

從來船内に於ては職長（水、火夫長、司厨長）級に於て下級船員に對し不當なる高利を以て貸金を爲す悪習慣存し、濫借當局に於ても船員法其他に於て鋭意之が矯正に努めつゝありたるが尙依然として弊習の跡を絶たざる現状にありしが御用船乗組員は級上の如く一般船舶乗組員に比し収入多きに反し其行動の自由を制限されつゝある關係上金錢を浪費する機會多きを以て自然船内貸金制度に影響を及ぼし漸次其必要を見ざるに至るが如き傾向を辿らんとしつゝあり。一面斯る現状は職長級にとりては相當の打撃と云ふべく従つて是等職長級に於ては前級の如き船員の不平不満の空

次葉以下の資料2枚には、公開によりその者の人権（プライバシー）が侵害されるおそれのある人名が記載されていますので、当該資料を取りはずして別置し、これに換えてこれらの人名（必要に応じて住所の一部等も）を抹消した複製物を挿入してあります。

昭和51年7月12日

国立公文書館

氣を誇大に取扱はんとする傾向なきにしもあらずと認めらるゝ節  
もあり、相當の注意を以て推移監視しつゝあり。

五 待遇改善問題發生狀況

神戸市大同海運株式會社

備 船 福 丸（貨物船四三七八噸）

は本年八月二十五日御用船として徴用せられ就航しつゝあるもの  
なるが九月十九日

神戸入港と同時に同船乗組

油 差

當三十三年

は同船々長に對し食事並に寢室改善方口頭を以て願出でたるが船長は同人が航海中常に一般乗組員に對し

「現在の様な粗食では到底乗船出来ない。又寢室も休憩者半分宛寢することすら困難である」

等の不平を漏し、其他種々煽動的態度を示したるを理由に此旨神戸憲兵分隊に申告せり。同隊に於ては即時——を連行取調べの上嚴戒釋放したる模様なるが前記會社に於ては本人の再度乗船は今後に於ける一般乗組員の統制困難なりとし雙方協定の結果金一封（四十圓）及歸郷旅費金二圓五十錢を支給、任意下船せしめ、缺員補充の上何等支障なく出帆せり。

六 船内に於ける下級船員統制状況

船長以下高級船員に於ても下級船員の不平不満に對しては相當理解し同情を表し居れるが軍の注意もあり時局の重大と任務の重要性に鑑み銳意自重して任務に邁進すべき旨を諭し、指導に當りつつある模様なるが一部には斯る状態が永續するに於ては過勞による精神的、肉体的缺陷の生ずる虞あり又その不平不満は將來何等かの形となりて表面化するを憂慮せる者もあるが如し。

七 御用船乗組員に對する海上労働団体の態度

(1) 日本海員組合 (組合會議加盟)

日本海員組合に於ては事變發生に伴ひ、海員たるの本分上當然

御用船乗組其他海上輸送の重要任務に従来すべきものなるに鑑み、取りあへず組合長名義を以て左記(一)の如き時局對威方針を各支部に通達し早晚徴用せらるゝことあるべき御用船乗組員に對する覺悟について遺憾なきを期すべき旨注意を與ふる威ありたるが更に七月二十一日附「北支事變に際し組合員諸君に告ぐ」と題し海運産業の國防的重要性と海運勞働従事船員の國家的使命の重大を説示せる印刷物を作成して各支部宛發送せり。

その後七月二十八日御用船乗組船員の待遇に關し、船主協會宛「日清、日露及滿洲上海事變當時の例に倣ひ給料の二割に相當する金額」を特別手當として支給方要請し兩者協議の結果その要求を

御用船乗組員中本來の乗組員と臨時船員との間に於ける給料  
不均衝を均等ならしむべく海事協同會委員會に提案すること。

容れらるゝことゝなれり。

更に其後に於ても御用船乗組員の不用意の言動が往々にして軍機  
漏洩乃至流言蜚語の根源となり易きに鑑み、八月九日左記(一)の如  
き注意書を各支部宛發送し、一般に周知方法兼せるが、最近に於  
ても左記(一)の如く勤務上一段の自重を要望せる指令約一千部を作  
成し各船主氣付にて配布せり。尙九月二十日幹事會に於て

(1) 御用船乗組船員死傷手當獲得に關し海事協同會委員會に提案  
すること。

(2) 御用船乗組員中本來の乗組員と臨時船員との間に於ける給料  
不均衝を均等ならしむべく海事協同會委員會に提案すること。

（前略）……（中略）……（後略）……

等を決定せるが、海事協同會に於ても之が對策研究中なるは前記の如し。

左記（一）

各支部長に對する指令（七月十二日）

「前略……今後支那側の出様次第にて事件の擴大は到底免れざるものと存じ候、萬一右様の事態にも相成候は、御用船運送船等の發達は當然に想像せらるべき事にて其際に於ける各船乗組組合員に對する覺悟等について遺憾なきを期せられ度く要するに前記御用船等に乗組員となつて第一線に於て活動をなすべき組合員に對しては其重大なる使命を充分に認識せしむべき



御用船乗組員に關する件  
 右に關し内務省より特に御用船乗組員は軍及軍需品輸送の任に當  
 る關係上無意識の裡に軍の機密漏洩乃至流言蜚語の根拠となり易  
 きを以て今回の事變に關し現在御用船に乗組む者乃至之を下船し  
 たる者は輕卒に輸送の事實を口外せざる様御注意ありたるを以て

こと特に肝要なる事と存せられ申候……中略……斯くす  
 ることに依つて忠良なる臣民としての義務を果し得らるゝもの  
 なる事申上ぐる迄もなき次第と存じ候……下略

左記

各支部長に對する指令（八月九日）

御用船乗組員に關する件

右に關し内務省より特に御用船乗組員は軍及軍需品輸送の任に當  
 る關係上無意識の裡に軍の機密漏洩乃至流言蜚語の根拠となり易  
 きを以て今回の事變に關し現在御用船に乗組む者乃至之を下船し  
 たる者は輕卒に輸送の事實を口外せざる様御注意ありたるを以て

各幹部に於ては此點に關し特にそれ等の船員に對し留意相成度候  
 左記  
 拜啓時下非常時の祖國に於ける對外的第一線たる海上に活躍さ  
 る諸君の御勞苦は想像するだに感謝に堪へざる次第に候  
 しかるに最近仄聞するところによれば一部特殊船乗組員中その特  
 殊の勞務に比し現在の定員不足なりとして増員を要求しつゝある  
 向あるやに傳へられ候  
 かゝる要求は船内事情より見て平時に於ては勿論合理妥當なるも  
 の有之べきかと存じ候も非常時の今日に於てはたとへ勞働實情よ  
 り見て合理妥當なるものとするも船員需給關係は極度に切迫し到

各幹部に於ては此點に關し特にそれ等の船員に對し留意相成度候  
 左記

拜啓時下非常時の祖國に於ける對外的第一線たる海上に活躍さ  
 る諸君の御勞苦は想像するだに感謝に堪へざる次第に候  
 しかるに最近仄聞するところによれば一部特殊船乗組員中その特  
 殊の勞務に比し現在の定員不足なりとして増員を要求しつゝある  
 向あるやに傳へられ候

かゝる要求は船内事情より見て平時に於ては勿論合理妥當なるも  
 の有之べきかと存じ候も非常時の今日に於てはたとへ勞働實情よ  
 り見て合理妥當なるものとするも船員需給關係は極度に切迫し到

底各船の要求に應じ得るに足る求職者は陸上に求むる事不可能なる今日當事者たる諸君としては誠に無理からぬ要求とは存じ候も國家非常時に於て生命を賭し戦地に活躍し居る將兵の勞苦を偲び軍屬同様の重要地位にある諸君の職務を冷靜に考慮し忍ぶべからざるを忍ぶ覺悟を以て辨處され度候

次に食糧の内容についても不平ある旨傳承いたし候も右は特殊船乗組員たるその重要性より見て現在以上にこれを改善し得ざる特別の事情有之従つてこの問題も定員問題同様軍人諸氏の勞苦を思ひ準軍屬的精神を以て忍耐さるゝ事を切望いたし候

(2) 海員協會（組合會議加盟）

船舶乗組高級船員を以て組織せる海員協會に於ては事變發生後七月十七日各高級船員一同に對し左記(一)の如き指令を發し帝國高等海員としての本分を確守すべき旨の注意を喚起する處ありたるがその後前記日本海員組合と全様趣旨の下に八月六日左記(二)の如き造言蜚語取締に關する指令を地方各支部長宛發送すると共に更に全日附「時局重大の秋帝國臣民として又日本海運の第一線を護る日本高級船員として名譽と誇りとを堅持し、自重奮闘せんこと」を要望せる檄を作成、是會員に配布せり。

左記(一)

（一） 船舶乗組高級船員は、帝國の海運を維持し、國家の安全を保障するに責任を負ふべきである。事變發生後、各船員は、自らの職務を忠実に履行し、國家の利益を第一と心得、一切の私利私欲を捨て、國家の安全と海運の維持に全力を盡すべし。特に、乗組員は、船長の命令に絶対服従し、船中の秩序を維持し、乗客の安全を確保するに努め、國家の威光を損なふことなきを要す。また、船外においても、國家の利益を代表し、國家の安全と海運の維持に協力するに努め、國家の威光を損なふことなきを要す。以上を旨として、各船員は、自らの職務を忠実に履行し、國家の利益を第一と心得、一切の私利私欲を捨て、國家の安全と海運の維持に全力を盡すべし。

「前略……各位は海員として既に非常時局に處すべき方途の訓練を有せられ且其の大部分は海軍豫備員としての取締に在らるゝを以て如何なる事態に直面せらるゝも帝國臣民として萬遺漏なき方策を講ぜらるべきを確信致し居候へ共前記の確固たる帝國の大方針を了知せられ日本高級船員の名譽を堅持され御奮闘あらん事を切望して歎まざるものに有之候……下略」

左記(二)

造言蜚語取締協力に關する件

(八月六日)

今回北支事變に關し軍機軍略御用船の行動其他に關し、最近

一、 軍隊の行動及編成  
 二、 作戦又は用兵に關する事項  
 三、 運輸通信に關する事項（特に用船に關する件）  
 四、 國土防衛に關する事項

稍々もすれば造言謗語を弄する者有之やに聞及候間之が取締  
 協力方本縣特高課より特に注意有之本會各出張所へ指令を發  
 し之が絶滅を期したしとのこと御座候申す迄もなく本會々  
 員は職務上宣傳力偉大なる爲左記事項に關しては特別の御座  
 慮あらんことを願上候

記

- 一、 軍隊の行動及編成
- 二、 作戦又は用兵に關する事項
- 三、 運輸通信に關する事項（特に用船に關する件）
- 四、 國土防衛に關する事項

五 通報防諜又は調査に關する事項

六 滿洲國に於ける前記諸事項に準ずる事項

(3) 新日本海員組合（日本主義）

新日本海員組合に於ては七月十三日附「國防の第一線に立つ我等海上労働者も亦愈々全國民との協力を堅くして國論の強化統一に努むると共に炎々火の如き日本精神を發揮し、身命を挺じて祖國防衛、東亞鎮護の聖業に勇躍參ぜんとする」旨の聲明を發すると共に更に全十五日本部に於て擴大執行委員會を開催し御用船乗組員に關しては左記(一)の如き決定をなすと共に全日附組合員に對する注意として左記(二)の如き「御用船乗組員の件」

を印刷配布せり。

其後大阪支部に於ては九月十三日御用船乗組員に對し、軍機保持、船内規律恪守等につき注意事項を印刷配布せり

左記(一)

御用船乗組員に關する件

御用輸送船に乗組む海員は非常重大時局に對處する日本國民的立場を認識のもとに一切の功利的觀念を除去し任務の完璧を期すること

左記(二)

御用船乗組員の件

今次の事變に際して必ず多數の船舶が御用船として就航する



ことになるであらう。御用船の使命の重大なことは今更いふ  
送もないがもし本組合員にして御用船船員として就航する場  
合は謹慎自重、一意職務に精勵し労働条件其他に關する船内  
紛争は勿論のこと、個人同志の抗争の如きも絶対に起さざる  
様慎しまなければならぬ。  
もし同じ船内に舊組合所屬の組合員がある場合に於ては一層  
以上の點に留意すべきである。